

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 10 月 28 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ヨシドウスイドウセンビ  
ヨシドウ水道設備  
住所 〒633-0014  
奈良県桜井市大字栗原47番地  
フリガナ 代表者氏名 ヨシドウ フミアキ  
吉堂 文明  
電話番号 0744-43-0537  
FAX番号 0744-43-0537  
メールアドレス [yoshidousuidousetubi@gmail.com](mailto:yoshidousuidousetubi@gmail.com)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	レ	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	レ	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和2年10月28日

届出者

氏名又は名称 ヨシドウ水道設備

住 所 〒633-0014

桜井市大字粟原47番地

代表者氏名 吉堂 文明



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ヨシドウスイドウセツビ ヨシドウ水道設備		
住 所	〒633-0014 桜井市大字粟原47番地		
フリガナ 代表者の氏名	ヨシドウ フミアキ 吉堂 文明		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(4) <del>事業者</del> 及び ・事業所の名称	坂口水道工業所	ヨシドウ水道設備	令和2年12月1日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

奈良県桜井市 住民票 ( 省 略 ) 住民票コード ( 省 略 )

氏名	吉堂 文明				旧氏	*****	
生年月日	昭和38年10月28日	性別	男	続柄	(省略)	住民となった年月日	昭和38年10月28日
世帯主	(省略)						
住所	大字栗原47番地		住所を定めた年月日	昭和38年10月28日 出生			届出年月日
前住所							
本籍	(省略)	筆頭者		(省略)			
転出先							転出
備考							通知

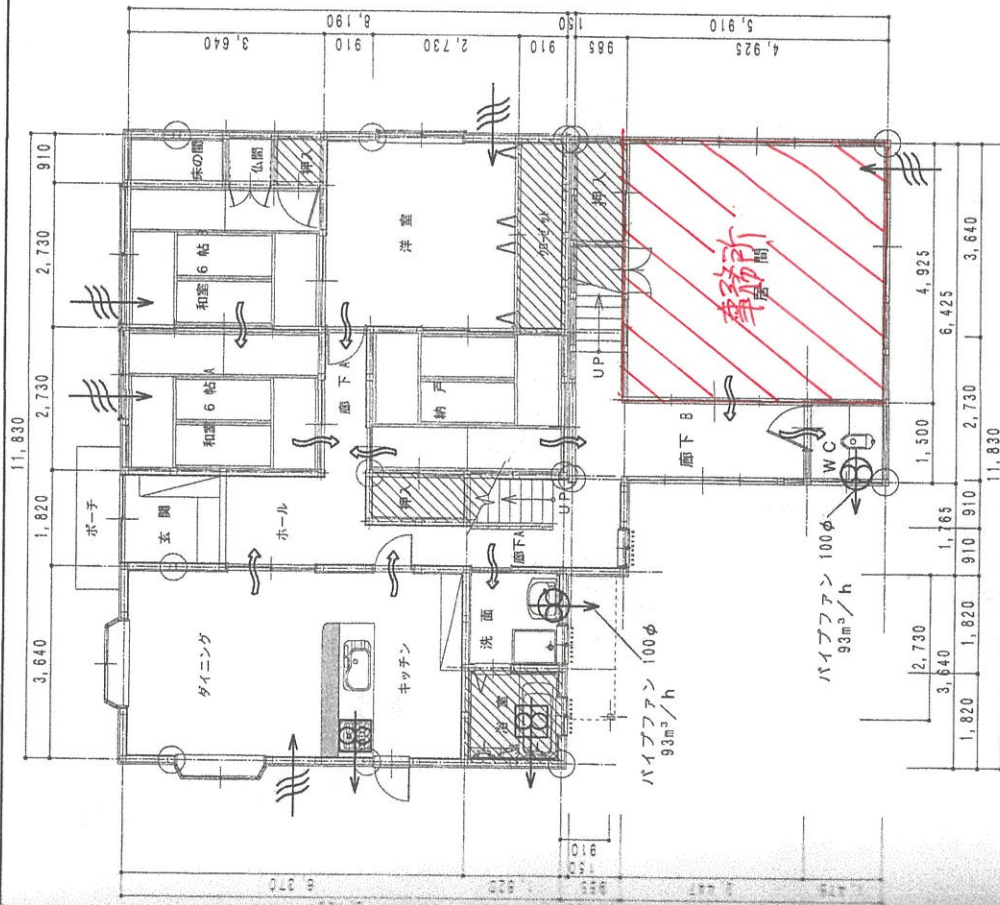
平成27年 1月 4日 改製

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明します。  
令和 2年10月23日



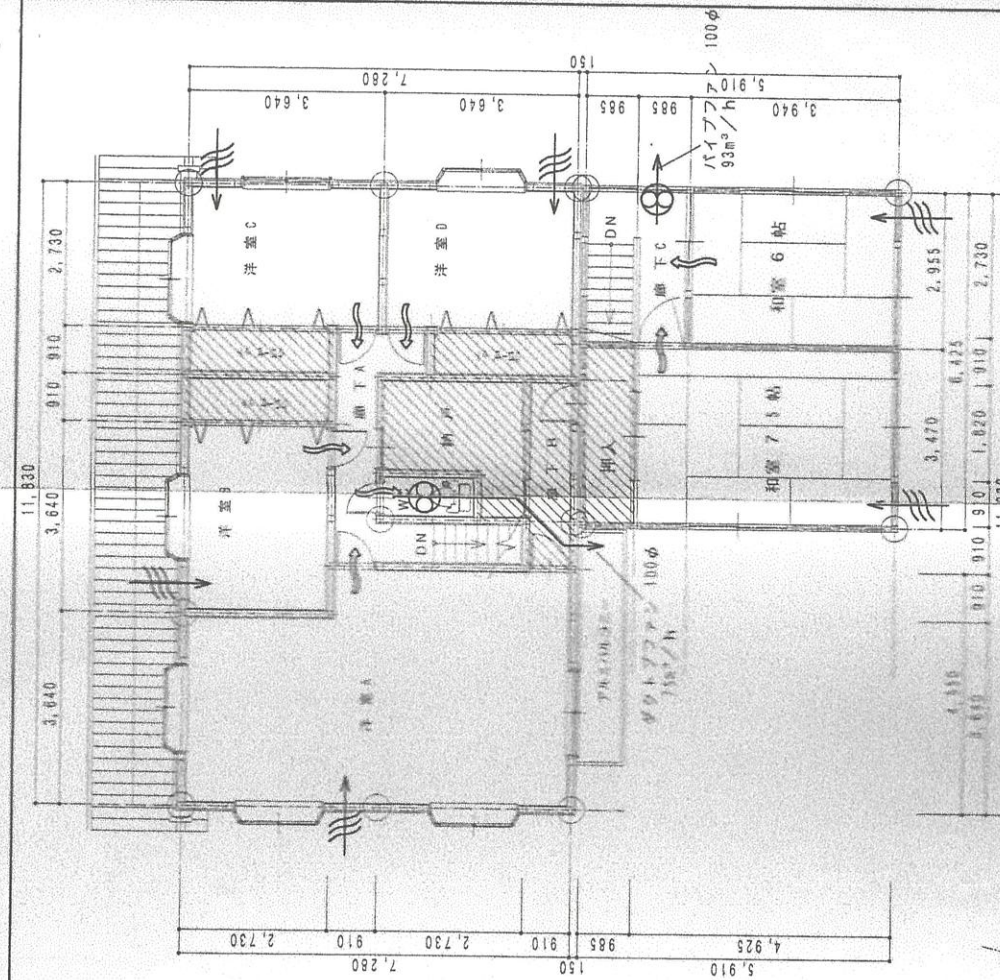
奈良県桜井市長 松井 正剛





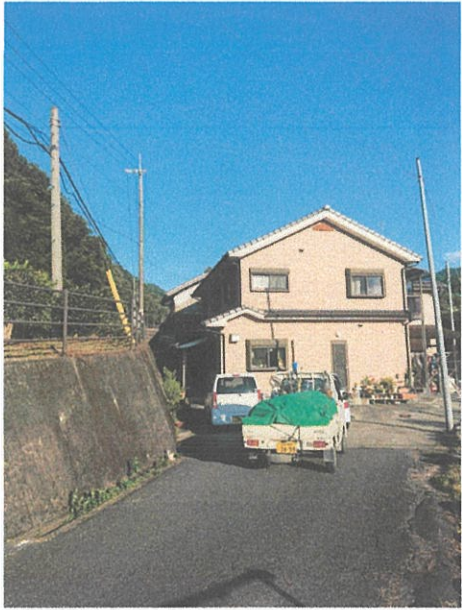
設計概要

換気方法	第3種換気設備とする。
給気	各居室に給気口を設置し給気を行います。
排気	1階WC・洗面・2階WC・廊下Cに排気ファンを設置し排気を行います。
通気経路	各居室より廊下・階段・洗面及び便所が換気(通気)経路となります。その間経路するドアは、アンダーカットし通気を確保します。
対象範囲	全換気対象外は、1階浴室、クローゼット、押入 2階クローゼット、押入、廊下B、納戸です。



- 凡例
- 第3種換気設備
  - 全換気対象外のエリア
  - 排気ファン
  - 給気口
  - 局所換気
  - 建具(ドア)等の通気(アンダーカット)

## 外 観



## 倉庫・車庫



## 自宅兼事務所

